

- 十三、 必要ある場合は郵便貯金にされたし、重傷入院患者の附添人には健康保険法規により一日八拾錢の附添料を支給されたし
- 十四、 検炭は坑夫の立會とされたし
- 十五、 不上り賃金は坑夫の請求に應じ即時調査し賃金を支拂はれたし
- 従来不上り賃金は無調査の儘にて放任沒收さるゝ還例なり
- 十六、 上三緒坑整理に依り轉坑せしめられたる鮮人坑夫は欺満的強制手段を以て轉坑を餘儀なくされたるものなるを以て當時に逆つて一應各其意思を聞き歸郷希望者には豫告手當、歸郷旅費を支給されたし
- 「附帶事項」
- 一、 爭議費用は會社側に於て全額を負擔せられたし

- 一、 爭議中の日給を支給せよ
- 右要求候也
- 昭和七年八月十五日
- 麻生各坑従業員代表 村上俊杰
- 外一同
- 麻生商店 御中
- 十一、 爭議の経過
- 1 八月十七日まで
- a 爭議團側 爭議團側の陣容は前記の通り日本石炭坑夫組合本部（飯塚市吉原町）に設けて、主事宮崎太郎主事立石利夫等を中心にしてアヂビラを撤布して團員糾合に努め且つ團員の分擔を明かにする爲（警備隊、參謀部、炊事部、宣傳部）夫々色分けにしたる腕章を附し